

入札説明書

令和8年9月15日さいたま市公告（調達）第109号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

令和9年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字封入封緘業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

（1）提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、電子入札システムにより提出するほか、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出することも可能です。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

（2）提出書類

ア 競争入札参加資格等確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

イ 公告2(6)の規定による認定を受けていることを証明する書類

（ア）プライバシーマーク登録証

（イ）ISO/IEC27001マネジメントシステム登録証

ウ 公告2(7)の規定による履行実績があることを証明する書類

（ア）契約書の写し

（イ）履行を証明する書類の写し（検査結果通知書等）

（ウ）Pay-easy 納付に対応した納付書及びスマートフォン決済・コンビニエンスストア納付対応バーコードを印刷した納付書のサンプル3部（個人情報識別できない状態で提出）

エ 公告2(8)の規定による技術及び設備を備えていることを証明する書類

本業務で使用する封入封緘機の説明書の写し等（該当部分のみを抜粋し提出）

（3）提出期間及び提出方法

ア 電子入札システムにより提出する場合

告示の日から令和8年10月5日（月）まで

イ 紙により提出する場合

【持参の場合】

告示の日から令和8年10月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

【郵送の場合】

令和8年10月5日（月）必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。

ウ 電子メールにより提出する場合

令和8年10月5日（月）必着とする。

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課高齢者医療係
〒330-9588
さいたま市浦和区常盤 6-4-4
電 話 048-829-1278 (直通)
電子メール kokuho-nenkin@city.saitama.lg.jp

3 仕様に関する質問方法

(1) 提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を電子メールで提出してください。

(2) 電子入札システム以外の提出先

2 (4) に同じ

(3) 受付期間

2 (3) アに同じ

(4) 回答方法

令和8年10月9日(金)までに、電子入札システムに掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メールにて回答します。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限

令和8年10月23日(金)

(2) 入札保証金の納付場所

さいたま市の指定する金融機関

(3) その他

入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を令和8年10月23日(金)までに納付した上で、納付書兼領収書の写し(本市の指定する金融機関の領収印があるものに限る。)を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により2(4)に記載する提出先に提出してください。郵送による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

5 入札保証金の納付免除に関する事項

(1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国(独立行政法人を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和8年10月5日(月)までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して2(3)に記載するいずれかの方法により提出してください。

ア (1) アに該当する場合

令和6年4月1日以降に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し及び履行を証明する書類の写し（2件分）

イ （1）イに該当する場合
入札保証保険証券の原本

6 入札及び開札に関する事項

（1）最低制限価格

設定しません。

（2）落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とししますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（3）再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者としします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は1回としします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として扱うものとしします。

（4）開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

（5）開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

（6）入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効としします。また、電子入札の場合においては、各号の規定中「押印のない」とあるのは、「電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に規定する電子証明書が添付されていない」と読み替えるものとしします。

7 スライド条項の適用について

（1）本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

（2）変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

(3) 落札者は、以下のとおり「契約金額内訳書」を提出してください。

ア 提出期限

落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して5開庁日まで

イ 提出先

2（4）に同じ

8 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便にて送付してください。

ウ 電子入札システムでは電子入札システムにおいて、紙入札では入札書に同封して、入札金額の内訳を記載した入札金額見積内訳書を入札時に提出してください。

(2) 契約予定日

令和8年11月2日（月）

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から12月を経過した後、に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後業務委託料（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。